

|           |                 |                                                                                                                                                                                                           |        |      |        |         |  |                                                                                      |        |     |     |
|-----------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|--------|---------|--|--------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|-----|
| 事業所名      |                 | 八百津町親子教室                                                                                                                                                                                                  |        |      |        | 支援プログラム |  | 作成日                                                                                  | 2024 年 | 4 月 | 1 日 |
| 法人（事業所）理念 |                 | 利用者が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切な指導及び支援を行います。                                                                                                                         |        |      |        |         |  |                                                                                      |        |     |     |
| 支援方針      |                 | 発達に障がいや遅れのある児童に対し、状態に応じた療育指導を行い、持っている能力をできる限り伸ばし、日常生活及び集団活動がより円滑に出来るよう支援を行います。                                                                                                                            |        |      |        |         |  |                                                                                      |        |     |     |
| 営業時間      |                 | 8 時                                                                                                                                                                                                       | 30 分から | 17 時 | 15 分まで | 送迎実施の有無 |  | あり                                                                                   | なし     |     |     |
|           |                 | 支 援 内 容                                                                                                                                                                                                   |        |      |        |         |  |                                                                                      |        |     |     |
| 本人支援      | 健康・生活           | ・ひとりひとりの発達段階に合わせて、基本的な生活のスキルの習得（手洗い、排泄、衣服の着脱、食べること、時間の管理、余暇の過ごし方、健康管理など）ができるよう、個別で支援します。<br>・基本的な生活習慣リズムの形成、不登校児童が安心できる居場所づくりを行います。                                                                       |        |      |        |         |  |                                                                                      |        |     |     |
|           | 運動・感覚           | ・粗大運動（感覚統合遊具、トランポリン、ボール、サーキット等）、微細運動（はさみ、筆、クレヨン、のり等を使つての活動を行う等）を一人一人の興味関心に寄り添いながら行います。<br>・作業療法士の評価をもとに、ひとりひとりのお子様の感覚の受け取り方を十分理解し、感覚を刺激する感覚遊び（活動）を取り入れていきます。<br>・オプトメトリストによる視機能評価をもとに活動プログラムを計画し実行していきます。 |        |      |        |         |  |                                                                                      |        |     |     |
|           | 認知・行動           | ・活動や遊びの中で、試行錯誤する経験を積むことができるよう、一人一人の認知力に合わせた課題を提示し、行動できるように支援していきます。<br>・個々の特性にあわせて、無理なく楽しみながら理解して取り組むためのアセスメントを行い、安心できる環境の構造化を行っていきます。<br>・必要に応じて、心理士等による発達検査を行い、その結果をもとに活動内容を考えて提供します。                   |        |      |        |         |  |                                                                                      |        |     |     |
|           | 言語<br>コミュニケーション | ・子どもや支援者と関わる様々な活動や遊びの中で言葉の発達を促し、人と関わる楽しい経験を積めるように支援していきます。<br>・言語聴覚士の評価をもとに、構音指導、口腔内指導、難聴児に対する専門支援を行います。                                                                                                  |        |      |        |         |  |                                                                                      |        |     |     |
|           | 人間関係<br>社会性     | ・1対1（中学生は1対2）の個別療育を行い、担当者は1年間固定することで安心できる人間関係を築けるように配慮します。<br>・年度ごとに担当者を交代することで、様々な支援者と関わる経験を積み、社会性を育んでいきます。<br>・必要に応じてグループ活動を計画し、子ども同士の社会性を育んでいきます。                                                      |        |      |        |         |  |                                                                                      |        |     |     |
| 家族支援      |                 | 岐阜大学准教授、心理士、作業療法士、言語聴覚士、オプトメトリスト等、専門的な支援をとりいれ、必要に応じて検査を行い、発達の相談を行います。また、相談は児童発達支援管理責任者と担当者がいつでも受付けています。                                                                                                   |        |      |        | 移行支援    |  | 保育園、幼稚園、学校と連携し、次年度の担当者または就学先の支援者と支援方法を共有していきます。                                      |        |     |     |
| 地域支援・地域連携 |                 | 必要に応じて、医療機関、保育園、幼稚園、学校、健康福祉課、教育課と連携し、情報、支援方法を共有していきます。また、社会福祉協議会と連携し地域資源を活用した社会参加活動を行っています。                                                                                                               |        |      |        | 職員の質の向上 |  | 岐阜県障害幼児研究会、郡指導者研修会、各教室の研修会等に積極的に参加します。また、公開療育や研修会を教室独自で行い、岐阜大学准教授の助言を受け職員の質の向上を図ります。 |        |     |     |
| 主な行事等     |                 | 親の会の協賛で、七夕会、クリスマス会、お楽しみ会を行い、親子交流の場を設けています。小学3年生を対象に公共交通機関を利用し社会のルールを経験する体験学習を行っています。中学生を対象に、職業体験や余暇活動（マレットゴルフ、季節のイベント等）を行っています。同じ障がいを持つ親同士又は同じ学年の親同士の座談会を3～4回/年開催しています。                                   |        |      |        |         |  |                                                                                      |        |     |     |